

○就学援助等事業(小学校・中学校) 《学校教育課》

事業の現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 本事業の主な支援対象は、小中学校ともに準要保護世帯であるが、準要保護世帯に対する就学援助費については、平成17年度から国庫補助が廃止されている。 ◇ 所管課では、次のことを課題として捉えている。 <ul style="list-style-type: none"> * 援助が必要であるにもかかわらず未申請である保護者が潜在的に存在すると考え、より効果的な制度の周知徹底が必要。 * 日本語を習得していない外国籍児童生徒の保護者に対し、制度説明を十分に行うことができていない。 		
評価結果	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">事業の方向性</td> <td>現行 (委員別内訳 現行:4、要改善:1)</td> </tr> </table>	事業の方向性	現行 (委員別内訳 現行:4、要改善:1)
	事業の方向性	現行 (委員別内訳 現行:4、要改善:1)	
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 生活保護を受けている世帯(要保護世帯)は国から手厚く保護されているが、準要保護世帯は国庫補助が廃止されているという状況下で、教育の機会均等と子どもの教育を受ける権利を保護するために、本事業は現行どおり継続すべき事業である。なお、世帯収入の正確な捕捉が困難である以上、現行の所得制限に新たな条件等の追加を行って、更なる公平正を確保することは難しいと思われるが、準要保護の基準の明確化や審査の精度向上など、更なる努力をお願いしたい。 ◇ 援助を必要としている世帯に適確に援助できるよう、外国籍の世帯を含め、更なる制度の周知徹底に努められたい。また、援助費・奨励費が適正に使用されるよう、保護者としての自覚を促すことも必要である。 			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">予算額</td> <td>現行 (委員別内訳 現行:5)</td> </tr> </table>	予算額	現行 (委員別内訳 現行:5)
	予算額	現行 (委員別内訳 現行:5)	
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 外国籍世帯への周知については、町独自のものを作成するのではなく、先行自治体や県の支援団体を活用し、経済的・効率的に実施することにより、予算の増額を抑えられたい。 			

《就学援助等事業（小学校・中学校）に係るヒアリング・協議の内容》

（委員） お金は、保護者に直接わたっているのか。

（主管課長） 就学援助費に関してはわたっている。特別支援学級の児童生徒に関しては、学校を通して現金で支給している。

（委員） 東京の方で両親が違う形で使ってしまう、結果的に学校に入らないといった問題になったことがあったと思うが、そういったことに対する苦情等は町にはないのか。

（主管課長） お支払いをいただけないといったケースはあるが、その場合には、保護者の了解を経て、学校長の口座に入れ、必要な経費に関しては学校であらかじめ天引きし、保護者に渡すといったことにしているため、特段、直接的な苦情は来ていない。

（委員長） 要保護者と準要保護者のそれぞれの平均支給額を教えてください。

（担当） 把握をしていない。

（委員長） 要保護者の方は、対象になっているものが少ないので、要保護者の平均支給額が下がって、準要保護者の方が上がるのか。

（担当） そうです。

（委員長） それがいくら位なのかが知りたい。

（主管課長） 平均を出していないというのは、学年とか学校により、例えば校外活動費が異なるので、そういった意味での平均を出しても意味がないので出していない。

（委員長） 要保護者はどれくらいで、準要保護者がどれくらいなのかがざっくり知りたい。

（担当） 例えば小学校2年生ですと、準要保護者で5万7000円くらい。要保護者については、校外活動費のみで1700円くらいです。要保護者と準要保護者では大分差がある状況となっている。

（副委員長） 要保護者は、国・県から補助金が出てるが、準要保護者は出ないのか。

（担当） 出ません。

（委員長） 各近隣自治体が準要保護者に出す金額というのはバラバラなのか。

（担当） 概ね同じとなっている。

（委員長） 何を基準に上げたり、下げたりしているのか。

（担当） 学用品費というのがあり、国が予算単価を決めている。それに基づき、町では支給を行っている。また、他の市町村についても概ね同じように行っている。

（委員長） 対象も他の自治体と同じか。

（担当） ほぼ同じ。

（委員長） 準要保護者の支給対象になっている学校納付金について、滞納はないのか。

（担当） ありません。

（委員長） 事業開始年度から60年余り経っているが、制度の改正は結構あったのか。あるいは、5、6年の間で大きく制度が変わったことはあるか。

（担当） 数年の間では、改正等はない。

（委員長） 目安となる年間総所得上限額についても改正していないのか。

（担当） 目安になっている所得については、大きな変更はない。ただ、就学援助の基準倍率というものがあり、こちらについては、平成18年度に1.5倍未満だったものを1.3倍未満に改正している。

（委員長） 基準倍率とはなにか。

（担当） 就学援助の認定をする上の基準の一つで、前年の世帯の総所得額が、生活保護法による保護の基準に基づき算定したその世帯の最低生活費の1.3倍未満の世帯は、準要保護者に認定している。

（委員長） 変更の理由は。

（担当） 平成17年の三位一体の改革の中で、準要保護者に対する国庫補助が無くなったこと

が一つの要因と考える。

(委員長) 1.3倍未満というのは、神奈川県内の市町村も同じなのか。

(担当) 詳細なデータはないが、近隣の茅ヶ崎市、藤沢市については1.3倍となっている。

その他の市町村については、1.2倍や1.5倍のところもあり、各市町村によって違う。

(委員長) 就学奨励費は、国庫補助の部分が多いように見えるが、実質は1/5程度との説明だが、就学奨励費の方が支給対象金額及び品目が多いのか。

(担当) 品目については就学援助費とほぼ同じとなっている。

(委員長) 就学援助費(要保護者)は、国庫補助金が小学校6万円で、就学奨励費は小学校12万2千円と倍になっているが何故か。

(主管課長) 理由の一つとしては、特学の場合に、宿泊訓練というのが学期ごとに泊まりであるので、そういった部分の校外活動費がかなり嵩んでいる。就学援助費は実質的に要保護者の修学旅行費に対する国庫補助となっている。

(副委員長) 就学援助費の交付要綱について、学校教育法の第19条に基づき、市町村は必要な援助を与えなければならないとされているが、品目については国が定めたものだけか。それとも町として付加している品目はあるのか。

(担当) 項目については、国に示された品目を基準としている。町が独自に支給しているものについては、メガネ購入費が町独自のものとなっている。なお、このメガネ購入費については、概ね近隣市においても品目にあるものとなっている。

(委員) メガネ購入費は、申し込みすると2万円支給されるのか。

(担当) 学校で健康診断があり、視力検査で片目が裸眼視力もしくは矯正視力で0.7未満の方が就学援助費のメガネ購入費の援助対象となっている。

(委員) 物価価格というのは反映されるのか。

(担当) メガネを購入した金額を援助することになっている。限度額は2万円となっている。

(委員) 準要保護者の所得額で対象か判断するとのことだが、持ち家とか車とかは判断材料となっているのか。生活保護だとその辺りは判断基準に入っていると思うが。

(担当) 持ち家や車は、判断基準にはしていない。

(委員) 生活保護を基準とするならば、生活保護の判断基準も反映するべきではないかと思う。

(副委員長) この援助等を利用する方は、経済的に苦しい方だと思うので、新入学学用品の支給時期が7月になるのはおかしいのではないか。事務的に申請の受付が4月から5月で難しいのは分かるが、本来の主旨として出来るだけ早く支給することと思う。今後議論していただければと要望として申し上げる。

(委員長) 新入学の学用品の金額について、国が定めた金額がベースになっているとのことだが、制服や体操着などの実際額を計算しているのか。

(担当) 以前調べた金額では、中学校ですと制服が平均3万7000円くらい、体操着が平均1万4000円くらいとなっている。

(委員長) 国をベースにすると足りないのではないか。

(担当) 就学援助費というのは、学校でかかった費用の一部を援助する制度となっている。

(委員長) 担当から見て、この事業に対する課題・問題点はあるか。

(担当) 最近、外国籍の方の申請が多くなってきており、外国籍の方は基本的に就学義務はないのだが、日本人と同じ学齢に達した方については、寒川町立の小中学校に入学するかどうか希望をとっており、希望する方については原則就学するという状況の中、所得の少ない方で申し込みをする際に、就学援助制度のお知らせなどパンフレットが日本語で書かれているため理解されないケースがあることから、外国籍の方にもスムーズに説明出来るようにすることが課題となっている。

(委員長) 近隣自治体でも外国語で資料を作っている所がある。参考にしても良いのではないかと思う。

(委員) 公平性が保たれている確認は出来るのか。

(主管課長) 申告に基づいて信用してやらざるえない状況となっている。

(委員) 今国が生活保護を下げるようなことを言っているが、その場合援助費については上がるのか。それとも下がるのか。

(担当) 国では、就学援助のための生活保護基準額というのが毎年定められており、この8月に生活保護費が引き下げられるとの話があるが、今年度に限っては、就学援助の対象者が受けられなくなるようなことはない。ただ、来年度の保護基準額が、引き下げられた場合については、今まで基準で受け入れられた人が受けられなくなってしまうケースが出てくる可能性があると考えている。

(委員長) 就学援助費は実費というのが多いが、その都度、申請書類を出すのか。

(担当) 学校から会計報告を教育委員会に出してもらい、それに基づき審査をして支給している。

(副委員長) 医療費で学校保健安全法に定めた疾病とあるが、何が対象なのか。

(担当) 就学援助の医療費の対象となる疾病というものが決まっており、虫歯・中耳炎・慢性副鼻腔炎など、そういった学習に支障が生じるまたは感染性の恐れのある病気に対して医療費を援助している。なお、状況としては、ほぼ100%虫歯治療となっている。

(委員長) 町の施策としては、この準要保護の人をどこまで支援したいと思っているのか。

(主管課長) そういう所にお金をかけた場合、もっと学校教育の内容で充実したい所を削らなくてはならなくなるため、兼ね合いの中では、今行っている程度でちょうど良いバランスがとられているのではないかと思う。近隣市町村と比べるわけではないが、すごく劣っているということであれば困るが、抜きに出てそこを手厚くするということは、他の部分で我慢して押さえていることもあるので、そこまでまわし切れないのが状況となっている。

概要説明書

事務事業・事務経費名	就学援助等事業(小学校)	体系コード	4223-02
主管課等名	学校教育課学事担当	事業開始年度	就学援助費: 昭和27年度頃 就学奨励費: 昭和47年度頃

○事務事業・事務経費の概要

目的	教育の機会均等と子どもの教育を受ける権利を保障する。 ①経済的理由による未就学を解消し、義務教育の円滑な実施を図る。(就学援助費) ②特別支援学級への就学の特殊事情にかんがみ、保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図る。(就学奨励費)		
概要	経済的理由により就学困難と認められる町立小学校に在籍する児童の保護者、及び町立小学校の特別支援学級に就学する児童の保護者に対し、学用品費や学校給食費など義務教育課程でかかる費用の一部を援助する。		
目標	就学援助支給率 $\text{就学援助受給者数} \div \text{就学援助認定者数} \times 100(\%)$ (認定者に対して、就学援助費が支給されているか)	平成24年度の指標	100
		平成24年度の実績	100
効果	教育を受ける権利の保障率 $\text{教育を受ける権利が保障されている児童数} \div \text{全児童数} \times 100(\%)$ (すべての児童に対して、教育を受ける権利が保障されているか)	平成24年度の指標	100
		平成24年度の実績	100

○平成24年度実施内容

(単位:千円)

実施方法	○委託業務の有無: <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 (委託業務名と委託先)			
	○補助金の有無: <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 (補助金名と補助先)			
主な事務の内容とその額	事務	詳細内容	平成24年度 決算見込額	平成25年度 予算額
	①要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業 【要綱は別添(p.5)のとおり】	○申請書類の受付処理	—	—
		○審査(所得調査等)	—	—
		○保護者あて認定・不認定通知、医療券等、来年度申請用書類の発送	42	57
		○就学援助費の支給(学校へ支給対象者・支給額の照会、集計、振込手続)	22,489	22,149
		○保護者からの問い合わせに対する制度の案内及び制度の周知(案内チラシの作成・配布、町広報への掲載等)	—	—
	②特別支援教育就学奨励事業 【要綱は別添(p.10)のとおり】	○申請書類の受付処理	—	—
○審査(所得調査等)		—	—	
○就学奨励費の支給(学校へ支給対象者・支給額の照会、集計、振込手続)		517	723	
③上記①及び②に係る国庫補助金関係事務	○事業計画書、交付申請書、事業状況報告書、変更交付申請書、実績報告書、請求書の作成及び県への提出	—	—	
事業費・経費 計			(a) 23,048	22,929
平成24年度人件費相当額			(b) 3,677	平均給与額 @6,566千円 × 0.56 人
本事業・経費に係る費用の計			(a)+(b) 26,725	/

概要説明書

○平成24年度の実施状況に対する内部評価

評価の視点		評価のポイント	評価	理由
妥当性	事務事業を実施する必要があるのか	<ul style="list-style-type: none"> 必要な事務事業か 事務事業のニーズは 事務事業の公共性は 社会環境変化 	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> どちらかと言えば妥当である <input type="checkbox"/> あまり妥当ではない <input type="checkbox"/> 妥当ではない	低所得が原因で子どもが教育を受ける機会を失い、貧困が次世代に引き継がれる連鎖を防ぐためにも、保護者への的確な経済的支援の必要性が増している。
	町が主体となって実施する必要があるのか	<ul style="list-style-type: none"> 町が実施すべき事務事業か 町が実施しない場合の影響は 町民との協働は進めているのか 	<input checked="" type="checkbox"/> 町が行わなければならない <input type="checkbox"/> 町が行った方がよい <input type="checkbox"/> 町が行うべき必然性は低い <input type="checkbox"/> 町が行うべきではない	学校教育法において、「経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と規定されており、町が実施すべきものとされている。
有効性	対象者の満足度や事業の達成度かどうか	<ul style="list-style-type: none"> 成果指標の達成度 活動内容は適切か 	<input checked="" type="checkbox"/> 成果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果は十分とは言えない <input type="checkbox"/> 成果が上がっていない	保護者の経済的負担の軽減といった観点では、満足度はおおむね高いと考えられる。 また、本事業により教育の機会均等と義務教育の円滑な実施が図られている。
効率性	事業費・経費に無駄はないか	<ul style="list-style-type: none"> 効率的に行われているか コストの削減 実施手法 受益者負担 	<input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 適切ではあるが改善の余地がある <input type="checkbox"/> 効率的でない	認定と支給にあたっては、法令や要綱などに基づき適切に行われている。 また、就学援助システムの運用により事務の効率化が図られている。
必要性 (事業規模の縮小や休廃止した際の影響等)		所得増加が見込めない状況での事業規模の縮小(支給額の引き下げなど)は、給食費などの学校納付金の支払いが困難になり、校外行事(遠足、キャンプ、修学旅行など)への参加が困難になるなど、貧困による教育格差が拡大し、義務教育の円滑な実施への影響が生じる。		
平成25年度に向けた課題		町広報・町ホームページへの掲載、案内チラシの配布などにより就学援助制度の周知徹底を図ったところ、保護者からの問い合わせが増加し、保護者の関心も高まっている。 しかし、現に援助を必要としているのに、制度を知らないで申請をしていない保護者が潜在的に存在すると思われるため、より効果的な制度の周知徹底を図ることが課題と考える。		
平成25年度(現時点)の状況と今後の方針		少子化が進んでいるにもかかわらず、所得の伸び悩みや、離婚に伴うひとり親世帯の増加などにより、就学援助費の対象者は増加する傾向にある。また、特別な支援を要する児童についても増加する傾向にある。 今後は現行の支給水準を維持しつつも、社会情勢や近隣市町の状況をかながみ、既存の費目、支給額について検証するとともに、保護者にどのような援助が必要なのかを検討する。		

○その他

町における類似事業	なし
比較参考値 (他自治体の状況・ベンチマーク等)	就学援助費を受けている児童生徒の割合(平成23年度決算) 小学校割合 中学校割合 小中学校割合 寒川町 13.72% 16.37% 14.56% 茅ヶ崎市 17.63% 16.28% 17.21% 藤沢市 16.4% 20.2% 17.6%
特記事項 (事業の沿革等)	就学援助費の準要保護は、平成16年度まで国庫補助の対象となっていたが、「三位一体の改革」で、平成17年度より国庫補助が廃止された。 今後、対象者の増加が続くと、制度の維持が困難となるおそれがあるため、国の財政支援が必要であると考えます。

概要説明書

事務事業・事務経費名	就学援助等事業(中学校)	体系コード	4223-03
主管課等名	学校教育課学事担当	事業開始年度	就学援助費: 昭和27年度頃 就学奨励費: 昭和47年度頃

○事務事業・事務経費の概要

目的	教育の機会均等と子どもの教育を受ける権利を保障する。 ①経済的理由による未就学を解消し、義務教育の円滑な実施を図る。(就学援助費) ②特別支援学級への就学の特殊事情にかんがみ、保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図る。(就学奨励費)		
概要	経済的理由により就学困難と認められる町立中学校に在籍する生徒の保護者、及び町立中学校の特別支援学級に就学する生徒の保護者に対し、学用品費や学校給食費など義務教育課程でかかる費用の一部を援助する。		
目標	就学援助支給率 $\text{就学援助受給者数} / \text{就学援助認定者数} \times 100(\%)$ (認定者に対して、就学援助費が支給されているか)	平成24年度の指標	100
		平成24年度の実績	100
効果	教育を受ける権利の保障率 $\text{教育を受ける権利が保障されている生徒数} / \text{全生徒数} \times 100(\%)$ (すべての生徒に対して、教育を受ける権利が保障されているか)	平成24年度の指標	100
		平成24年度の実績	100

○平成24年度実施内容

(単位:千円)

実施方法	○委託業務の有無: <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (委託業務名と委託先)				
	○補助金の有無: <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (補助金名と補助先)				
主な事務の内容とその額	事務	詳細内容	平成24年度 決算見込額	平成25年度 予算額	
	①要保護及び準要保護 児童生徒就学援助事業 【要綱は別添(p.5) のとおり】	○申請書類の受付処理		-	-
		○審査(所得調査等)		-	-
		○保護者あて認定・不認定通知、医療券等、来年度申請用書類の発送		25	25
		○就学援助費の支給(学校へ支給対象者・支給額の照会、集計、振込手続)		11,084	12,561
		○保護者からの問い合わせに対する制度の案内及び制度の周知(案内チラシの作成・配布、町広報への掲載等)		-	-
②特別支援教育就学奨励事業 【要綱は別添(p.10) のとおり】	○申請書類の受付処理		-	-	
	○審査(所得調査等)		-	-	
	○就学奨励費の支給(学校へ支給対象者・支給額の照会、集計、振込手続)		695	554	
③上記①及び②に係る 国庫補助金関係事務	○事業計画書、交付申請書、事業状況報告書、変更交付申請書、実績報告書、請求書の作成及び県への提出		-	-	
事業費・経費 計			(a)	11,804	13,140
平成24年度人件費相当額			(b)	2,233	平均給与額 @6,566千円 × 0.34 人
本事業・経費に係る費用の計			(a)+(b)	14,037	/

概要説明書

○平成24年度の実施状況に対する内部評価

評価の視点		評価のポイント	評価	理由
妥当性	事務事業を実施する必要があるのか	<ul style="list-style-type: none"> 必要な事務事業か 事務事業のニーズは 事務事業の公共性は 社会環境変化 	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> どちらかと言えば妥当である <input type="checkbox"/> あまり妥当ではない <input type="checkbox"/> 妥当ではない	低所得が原因で子どもが教育を受ける機会を失い、貧困が次世代に引き継がれる連鎖を防ぐためにも、保護者への的確な経済的支援の必要性が増している。
	町が主体となって実施する必要があるのか	<ul style="list-style-type: none"> 町が実施すべき事務事業か 町が実施しない場合の影響は 町民との協働は進めているのか 	<input checked="" type="checkbox"/> 町が行わなければならない <input type="checkbox"/> 町が行った方がよい <input type="checkbox"/> 町が行うべき必然性は低い <input type="checkbox"/> 町が行うべきではない	学校教育法において、「経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と規定されており、町が実施すべきものとされている。
有効性	対象者の満足度や事業の達成度かどうか	<ul style="list-style-type: none"> 成果指標の達成度 活動内容は適切か 	<input checked="" type="checkbox"/> 成果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果は十分とは言えない <input type="checkbox"/> 成果が上がっていない	保護者の経済的負担の軽減といった観点では、満足度はおおむね高いと考えられる。 また、本事業により教育の機会均等と義務教育の円滑な実施が図られている。
効率性	事業費・経費に無駄はないか	<ul style="list-style-type: none"> 効率的に行われているか コストの削減 実施手法 受益者負担 	<input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 適切ではあるが改善の余地がある <input type="checkbox"/> 効率的でない	認定と支給にあたっては、法令や要綱などに基づき適切に行われている。 また、就学援助システムの運用により事務の効率化が図られている。
必要性 (事業規模の縮小や休廃止した際の影響等)		所得増加が見込めない状況での事業規模の縮小(支給額の引き下げなど)は、給食費などの学校納付金の支払いが困難になり、校外行事(遠足、キャンプ、修学旅行など)への参加が困難になるなど、貧困による教育格差が拡大し、義務教育の円滑な実施への影響が生じる。		
平成25年度に向けた課題		町広報・町ホームページへの掲載、案内チラシの配布などにより就学援助制度の周知徹底を図ったところ、保護者からの問い合わせが増加し、保護者の関心も高まっている。 しかし、現に援助を必要としているのに、制度を知らないで申請をしていない保護者が潜在的に存在すると思われるため、より効果的な制度の周知徹底を図ることが課題と考える。		
平成25年度(現時点)の状況と今後の方針		少子化が進んでいるにもかかわらず、所得の伸び悩みや、離婚に伴うひとり親世帯の増加などにより、就学援助費の対象者は増加する傾向にある。また、特別な支援を要する生徒についても増加する傾向にある。 今後は現行の支給水準を維持しつつも、社会情勢や近隣市町の状況をかながみ、既存の費目、支給額について検証するとともに、保護者にどのような援助が必要なのかを検討する。		

○その他

町における類似事業	なし
比較参考値 (他自治体の状況・ベンチマーク等)	就学援助費を受けている児童生徒の割合(平成23年度決算) 小学校割合 中学校割合 小中学校割合 寒川町 13.72% 16.37% 14.56% 茅ヶ崎市 17.63% 16.28% 17.21% 藤沢市 16.4% 20.2% 17.6%
特記事項 (事業の沿革等)	就学援助費の準要保護は、平成16年度まで国庫補助の対象となっていたが、「三位一体の改革」で、平成17年度より国庫補助が廃止された。 今後、対象者の増加が続くと、制度の維持が困難となるおそれがあるため、国の財政支援が必要であると考えます。

就学援助等事業（小学校・中学校） 《学校教育課》

委員氏名	確認したい内容(希望する資料)	回 答
石田 委員長	生活保護世帯への援助の国庫補助率は？	国庫補助率は2分の1以内です。
	要保護者と準要保護者の人数とそれぞれの平均支給額	<p>人数</p> <p>全児童生徒 小学校 2,741人 中学校 1,270人 小+中 4,011人</p> <p>要保護者 小学校 32人(1.17%) 中学校 13人(1.02%) 小+中 45人(1.12%)</p> <p>準要保護者 小学校 365人(13.32%) 中学校 189人(14.88%) 小+中 554人(13.81%)</p> <p>要+準 小学校 397人(14.48%) 中学校 202人(15.91%) 小+中 599人(14.93%)</p> <p>決算額(要+準:扶助費) 小学校 22,488,609円 中学校 11,083,988円</p> <p>平均支給額 小学校 56,646円 中学校 54,871円</p> <p>※人数は、H25.3.1現在 ※かっこは、全児童生徒に対する割合 ※決算額は、H24決算見込み(要保護者・準要保護者別の決算額は把握しておりません。)</p>
	準要保護の平均年収はいくらか？	平均年収は把握していませんが、所得ベースでは、参考までに別添「就学援助制度のお知らせ」1ページ目の【目安となる年間総所得上限額】以内の額となります。
	準要保護の学校給食費や修学旅行費は、保護者に支給されるのか？それとも学校に直接か？保護者に支給された場合、給食費等はきちんと学校に支払われているのか？	保護者口座への振込による支給と、学校経由での現金支給のいずれかとなります。ただし、学校納付金の支払いに問題のある保護者については、保護者の承諾のもとで、学校経由での現金支給としています。
	国庫補助対象のならなくなった準要保護への就学援助をやめた近隣自治体はあるのか？	近隣市町についても同様の制度があるため、やめた近隣自治体は無いと思われます。
国・県から補助金を得ている場合は、その金額と補助率。	<p>就学援助費(要保護者) 小学校 60,000円 中学校 99,000円</p> <p>就学奨励費 小学校 122,000円 中学校 120,000円</p> <p>※ 上記金額はH24決算見込みの国庫補助額で、補助率は2分の1以内です。 ただし、国の予算の範囲内での補助となっているため、就学援助費は2分の1程度の補助となっていますが、就学奨励費については例年国の予算額を上回り、補助の割り落としがあるため、実質的には5分の1程度となっています。</p>	

宮内 副委員長	就学援助費を保護者へ支給しているが、学用品費等に充当されているのか確認はどうなっているのか伺いたい。	学用品費等は国の予算単価に基づき、定額支給しています。 個人で購入するような鉛筆・ノートなどを個別に確認することは現実的には困難ですが、実際に保護者が負担している額は国の予算単価を上回っているものと考えます。
	新入学学用品費等の支給時期が7月となっているが、早期に支給できる検討はされているのか。	申請の受付が4月から原則5月末日までとなっており、また前年所得が確定する6月に審査を行っているため、支給は早くても7月となります。
新木委員	認定基準の分かりやすい目安はありますか。	別添「就学援助制度のお知らせ」1ページ目の【目安となる年間総所得上限額】ご参照ください。
	国庫補助を受けていた時の金額はどのくらいでしたか。	平成16年度の就学援助費(要保護・準要保護)の国庫補助額は小学校で2,718,000円、中学校で1,552,000円です。 (H16歳出決算額 小学校13,846,443円、中学校6,468,897円)
	メガネ購入費額は変わっていますか。	めがね購入費は20,000円以内、検眼料は5,000円以内で、特に変わっていません。
生田委員	援助費は学校へ直接振込ですか、保護者に振込ですか。	保護者口座への振込による支給と、学校経由での現金支給のいずれかとなります。
	目標達成率、効果ともに100%なのに制度を知らない保護者が潜在的に存在すると考えられるのですか。	就学義務のない外国籍児童生徒の保護者を想定しています。
	周知徹底の方法は。	町広報・町ホームページへの掲載、案内チラシの配布などにより制度の周知徹底を図っています。 なお、今後については、上記回答と関連しますが、外国籍町民を対象に外国語による制度案内について検討する予定です。
吉田委員	所得制限はあるか。	別添「就学援助制度のお知らせ」1ページ目の【目安となる年間総所得上限額】ご参照ください。
	いじめ等で引きこもり児童についての対策はどうしているか。	本事業とは直接の関係はありませんが、引きこもり児童等に対しては、学校では担任による個別訪問や教育相談などの対応をとっております。 また、教育委員会では学校と連携して相談スタッフを家庭に派遣し、相談指導教室の登校から始めて学校復帰を目指した支援を行っております。
	茅ヶ崎・藤沢市に比べて就学援助費を受けている割合が少ないのは、何か理由があるのか。	詳しい理由は不明ですが、寒川町の割合は全国平均とほぼ同水準となっております。(H22 寒川町14.74%、全国平均15.3%)

平成25年度 就学援助制度のお知らせ

寒川町教育委員会

寒川町では、経済的な理由によりお子さんが町立小・中学校へ就学することが困難な世帯に対して、一定の基準に基づき、学用品費や給食費などの費用の一部を援助しています。

1 援助を受けられる方

次のいずれかの世帯に当てはまり、寒川町立小・中学校に在籍する児童生徒の保護者。

(1) 要保護世帯

生活保護（教育扶助）を受けている世帯。

→要保護世帯に認定され援助が受けられます。教育委員会からお送りします申請書の提出が必要です。

(2) 準要保護世帯

平成24年度または平成25年度に、次の①から⑦までのいずれかに当てはまり、生活保護を受けている世帯に準ずる程度に経済的に困窮していると教育委員会が認定した世帯。

→援助を希望される方は、2ページに記載されている申請書類の提出が必要です。

申請書類の提出後に審査があり、準要保護世帯に認定された場合に援助が受けられます。

- ① 生活保護が停止または廃止になった。
- ② 町民税が非課税、または町民税、個人事業税、固定資産税のいずれかの減免を受けた。
- ③ 国民年金保険料の減免を受けた。
- ④ 国民健康保険料の減免または徴収猶予を受けた。（保険料の軽減は対象となりません。）
- ⑤ 児童扶養手当の支給を受けた。（児童手当、特別児童扶養手当は対象となりません。）
- ⑥ 社会福祉協議会から生活福祉資金の貸付を受けた。
- ⑦ 上記①～⑥には当てはまらないが、経済的な理由により児童生徒が就学困難となる特別な事情があるとき。（次の【目安となる年間総所得上限額】をご覧ください。）

【目安となる年間総所得上限額】（平成24年中における世帯構成員全員の総所得の合計額）

世帯人員	世帯構成（例）	目安となる年間総所得上限額
2人世帯	父または母 35 歳、子 10 歳	約 209 万円
3人世帯	父または母 35 歳、子 13 歳・10 歳	約 293 万円
	父母 35 歳・35 歳、子 11 歳	約 276 万円
4人世帯	父母 41 歳・35 歳、子 13 歳・8 歳	約 352 万円
5人世帯	父母 41 歳・30 歳、子 14 歳・7 歳・4 歳	約 392 万円

※年間総所得上限額とは、給与所得のみで年末調整が済んでいる方は、平成24年分源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」、所得税の確定申告をされた方は、平成24年分確定申告書の「所得金額」欄の「合計」です。

※世帯構成は、原則として住民票上の世帯構成員です。（住民票上別世帯でも扶養関係にある方は世帯構成員に含み、その方の総所得も合算します。）

※年間総所得上限額は、世帯構成員の年齢により上下しますので目安としてご利用ください。（上限額を超えても援助を受けられる場合や、上限額以内であっても援助を受けられない場合があります。）

※年間総所得上限額は、平成24年度の基準を基に算出していますので、平成25年度については変更されることがあります。

- ◆失業・休業・病気・死亡などで収入が著しく減少した方、または災害に遭った方は、上記年間総所得上限額を超えていても、援助を受けられる場合があります。
このような特段の事情がある場合は、申請書にその旨を記入のうえ、必要に応じて離職票、雇用保険受給資格者証、り災証明書などの証明書類を添えて提出してください。

2 申請方法 <準要保護世帯の場合>

次の①から④までの申請書類をお子さんが通う学校ごとに1部提出してください。

※③と④は当てはまる方のみ提出してください。

※同じ学校に複数のお子さんがある場合、申請書類は1部で構いませんが、小学校と中学校にお子さんがある場合や、特別支援学級などで別々の学校にお子さんがある場合は、それぞれの学校に申請書類を提出してください。

① 申請書【=就学援助費申請書兼世帯票】

<注意> ◆書き方は、別刷りの「記入例」をご覧ください。

② 同一世帯で収入のある方全員の平成24年中の所得が確認できる書類

(次のア～エのいずれか1つ。パート、アルバイト、年金などの収入を含みます。)

- ア 平成24年分 給与所得の源泉徴収票 (給与収入のみで年末調整が済んでいる方、写し可)
- イ 平成24年分 所得税の確定申告書 (控用) <第1表、第2表> (受付印があるもの、写し可)
- ウ 平成25年度 町民税・県民税 申告受付書 (受付印があるもの、写し可)
- エ 平成25年度 町民税・県民税 所得・課税 (非課税) 証明書 (平成24年分の所得金額及び所得控除の内訳の記載があるもの。)

<注意> ◆住民票上別世帯でも扶養関係にある方は、同一世帯とみなしますので、その方の書類も必要です。

◆平成25年1月1日現在、寒川町に住民票のない方は、必ず上記「エ」の「平成25年度町民税・県民税 所得・課税 (非課税) 証明書」を提出してください。

(上記「エ」の証明書は、平成25年1月1日に住民票があった市区町村の税務担当課で、おおむね6月上旬以降に発行されます。なお、証明書の発行が、申請書類の提出期限に間に合わない場合は、先に申請書のみを提出し、証明書が発行され次第速やかに提出してください。)

③ 援助を受けたい理由を証明できる書類 (次のア～キのいずれかに当てはまる方のみ必要。)

援助を受けたい理由	必要な証明書類 (コピー可)
ア 生活保護が停止または廃止になった。	停止決定通知書または廃止決定通知書
イ 世帯全員の町民税が非課税。	町民税・県民税非課税証明書
ウ 町民税、個人事業税、固定資産税のいずれかの減免を受けた。	減免決定通知書
エ 国民年金保険料の減免を受けた。	免除申請承認通知書または免除理由該当通知書
オ 国民健康保険料の減免または徴収猶予を受けた。	減免決定通知書または徴収猶予決定通知書
カ 児童扶養手当の支給を受けた。	児童扶養手当証書または認定通知書
キ 社会福祉協議会から生活福祉資金の貸付を受けた。	貸付決定通知書

④ 委任状 (就学援助費を学校から受け取る方のみ必要。)

申請にあたっての注意事項

◆住民税 (=町民税・県民税) または所得税の申告を必ず済ませてください。

申告が済んでいないと、世帯の総所得額が確認できず、審査することができません。収入がない場合でも申告が必要です。(ただし、税法上の扶養に入っている場合は、申告の必要はありません。)

◆税の申告がない場合、または申請書類の不備や不足があった場合は、認定日 (援助開始日) が遅れ、または不認定となることがあります。

◆上記②または③の書類がない場合は、居住地区の民生委員の調査書が必要となる場合があります。

3 申請期間と申請書類の提出先

- ※ 申請書類の受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時までとなります。
【時間内の提出が難しい場合は、教育委員会（学校教育課）へご相談ください。】
- ※ 申請書類は、提出先へ直接持参してください。【郵送では受付できません。】

① 当初申請

次の期間までに申請書類を提出された方は、認定日（援助開始日）は原則4月1日となります。

□ 初めて就学援助を希望される方

申請期間：平成25年4月5日（金）から 5月31日（金）まで
提出先：お子さんの在籍する町立小・中学校

□ 前年度から引き続き援助を希望される方（＝申請書の用紙が“桃色”の方）

申請期間：平成25年4月1日（月）から 4月19日（金）まで
提出先：教育委員会学校教育課（役場分庁舎2階）

- <注意> ◆前年度から引き続き援助を希望される方も、申請書類の提出が必要です。
◆当初申請期間を過ぎますと、原則中途申請の受付となります。この場合、当初申請と比べて就学援助費の支給額が異なります。

② 中途申請

上記①の期間を過ぎても随時受け付けています。最終提出期限は平成26年3月14日（金）です。

□ 申請期間：平成____年____月____日（____）まで

<認定日（援助開始日）：平成____年____月____日>

提出先：お子さんの在籍する町立小・中学校

- <注意> ◆申請書類の受付が、1日から15日までの場合は原則当月1日が認定日、16日から月末までの場合は、原則翌月1日が認定日となります。
◆認定日によって、就学援助費の支給額が異なります。

4 援助（認定または不認定）の決定

- ※申請書類の提出後、教育委員会で、世帯の状況・所得等を総合的に審査します。また、学校長の意見、及び必要に応じて民生委員の意見を参考にしうえて、援助（認定または不認定）の決定を行います。
- ※審査の結果（認定または不認定通知）は、5月末日に申請された方は6月下旬に、6月以降に申請された方は申請書類の提出日からおおむね半月から1か月後に、郵送で通知します。（併せて学校にも通知します。）

5 就学援助費の支給方法、学校納付金の支払いについて

- ※就学援助費は、口座振込により支給しますが、委任状を提出された方については、学校を通じて支給します。（なお、医療費・めがね購入費については、対象者に「医療券」または「検眼及びめがね購入に必要な書類」を交付します。）
- ※就学援助制度は、給食費などの学校納付金が免除されるものではありません。保護者が学校へ支払った費用の一部が、後で援助される制度ですので、学校納付金は忘れずに納付してください。

6 援助の内容 <平成25年度>

※準要保護世帯に認定された方は、下表（１）と（２）のすべての費目の援助が受けられます。
 ※要保護世帯に認定された方は、下表（１）と（２）のうち、生活保護（教育扶助）の対象とされていない校外活動費、修学旅行費、医療費のみ援助が受けられます。

（１）学用品費・学校給食費等

費目	説明	対象者	年間支給額（１人あたり）		備考
			小学校	中学校	
学用品費	ノート、鉛筆など学用品の購入費	全学年	11,100円	21,700円	※左の金額を7月、12月、3月の3回に分けて支給。
通学用品費	通学用靴、雨靴、雨がさ、上ばき、帽子など通学用品の購入費	第1学年以外の学年	2,170円	2,170円	※認定日（援助開始日）が4月2日以降の方は、認定日に応じて月割りで支給。
新入学学用品費等	ランドセル、カバン、通学用服など新入学時の学用品・通学用品の購入費	第1学年	19,900円	22,900円	※7月に支給。 ※認定日（援助開始日）が4月1日の方のみ対象。
学校給食費	保護者が学校給食費として学校に納入する額	全学年	実費 〔行事や学級閉鎖などで食べなかった分を除く〕		※小学校は7月、12月、3月に支給。 ※中学校は7月、12月または7月、3月に支給。 ※認定日（援助開始日）以降の学校給食費が対象。
校外活動費	学校行事として行われる校外活動（遠足、キャンプ、芸術鑑賞など）における交通費・見学科	参加者	実費 （一部対象外あり）		※原則7月、12月、3月に支給。 ※認定日（援助開始日）以降に参加した校外活動が対象。
修学旅行費	修学旅行における交通費、宿泊費、見学科料などの定められた経費	参加者	実費 （共通の経費に限る）		※修学旅行の実施後に支給。 ※認定日（援助開始日）以降に参加した修学旅行が対象。
体育実技用具費	体育の授業で生徒全員が個々に用意しなければならない柔道着または剣道防具一式のうちいずれか1つの用具の購入費	該当者	対象外	実費	※用具の購入後に支給。 ※認定日（援助開始日）以降に購入した用具が対象。

（２）医療費・めがね購入費

費目	対象疾病等 〔4月から6月に行われる学校での健康診断の結果、治療等の指示を受けた場合〕	事前の 手続き	援助額	備考
医療費	学校保健安全法に定められた疾病 〔トラコーマ・結膜炎、白癬・疥癬・膿疱疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎・アデノイド、う歯（虫歯）、寄生虫病〕	医療券の 交付	保険診療の 自己負担分	※認定日（援助開始日）が4月1日から6月末日までの方のみ対象。
めがね購入費	片眼裸眼または片眼矯正視力が0.7未満の方	検眼及びめがね購入に必要な書類の 交付	検眼料 5,000円以内 めがね購入費 20,000円以内	

※医療費・めがね購入費の援助の対象となる方には、認定後（7月中旬以降）に「医療券」または「検眼及びめがね購入に必要な書類」を郵送により交付します。

届きましたら、「医療券」または「検眼及びめがね購入に必要な書類」を持参のうえ、医療機関で受診し、またはめがね店で購入してください。（なお、医療機関で受診の際は、必ず健康保険証と、お持ちの方は診察券も一緒に持参してください。）

※「医療券」または「検眼及びめがね購入に必要な書類」の交付前に受診または購入が必要となった場合は、事前に教育委員会（学校教育課）へご連絡ください。

※「医療券」または「検眼及びめがね購入に必要な書類」には、有効期限（9月末日）がありますので、必ず期限までに治療または購入を済ませてください。

<問い合わせ先> お子さんの在籍する学校 または
寒川町教育委員会学校教育課 電話 0467-74-1111 内線 524